

自主点検シート（指定介護老人福祉施設）【ユニット型】

事業所名	
点検者職・氏名	
点検年月日	年 月 日

○各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているものには「適」、そうでないものは「不適」、該当ない場合には「該当なし」にチェックをしてください。

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
I 基本方針						
I 基本方針	(1) 入居者各人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しているか。	条例第46条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ パンフレット等 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 指定介護福祉サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
II 人員に関する基準						
人員に関する基準	次に掲げる従業者を置いているか。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
I 医師	入居者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置しているか。 必要な資格を有しているか。	条例第5条 規則第3条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所者数等のわかる書類 ・ 職員勤務表（医師） ・ 出勤簿等 ・ 資格証 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
2 生活相談員	<p>(1) 入居者の数が100又はその端数を増すごとに1以上配置しているか。</p> <p>→次の数値を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所者数 () 人 …A ※入所者数は、前年度の入所者延数を前年度の日数で除して得た数(小数点第2位切上げ) ・A÷100の値 () 人 …B ・非常勤又は兼務の生活指導員の4週又は1か月間の勤務時間合計() 時間 …C ・常勤の生活相談員の4週又は1か月の通常勤務すべき時間数() 時間 …D ・C÷D+常勤の生活相談員数() 人 …E ・E ≧B となっているか 	条例第5条 規則第3条	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者数等のわかる書類 ・職員勤務表・出勤簿等 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) 常勤の者となっているか。 ※時間帯を明確に区分したうえで、法人内の他の職務に従事する場合は非常勤も可。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(3) 必要な資格を有しているか。 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉士 ②精神保健福祉士 ③社会福祉主事 <p>これと同等以上の能力を有すると認められる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護福祉士 ②介護支援専門員 	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第46号)第5条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・資格証 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 介護職員又は看護職員	<p>(1) その総数は常勤換算方法で、入居者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置しているか。</p> <p>必要な資格を有しているか。</p> <p>→次の数値を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤又は兼務の介護職員又は看護職員の4週又は1か月間の勤務時間合計() 時間 …A ・常勤の介護職員又は看護職員の4週又は1か月の通常勤務すべき時間数() 時間 …B ・A÷B+常勤の介護職員又は看護職員数() 人 …C ・C ≧入所者数÷3 となっているか 	条例第5条 規則第3条	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者数等のわかる書類 ・職員勤務表 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ・出勤簿等 ・資格証 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) 看護職員の員数は次のとおりとなっているか。必要な資格を有しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所者数30以下：1以上(常勤換算法) ・入所者数30超50以下：2以上(同) ・入所者数50超130以下：3以上(同) ・入所者数130超：3+(入所者数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1)以上(同) 		条例第5条 規則第3条	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者数等のわかる書類 ・職員勤務表 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ・出勤簿等 ・資格証 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>看護職員のうち1以上は常勤の者を配置しているか。</p>	規則第3条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
4	栄養士又は管理栄養士	<p>1以上配置しているか。</p> <p>ただし、利用定員が40人を超えないユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かなくても差し支えない。</p> <p>必要な資格を有しているか。</p>	<p>条例第5条 規則第3条</p>	<p>・職員勤務表 ・出勤簿等 ・資格証</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	機能訓練指導員	<p>(1) 1以上配置しているか。 必要な資格を有しているか。</p>	<p>条例第5条 規則第3条 基準省令通知第2の3</p>	<p>・職員勤務表 ・出勤簿等 ・入所者数がわかる書類 ・資格証</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<p>(2) 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者(※)を配置しているか。 ※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者(はり師及びきゅう師は、理学療法士等の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。) ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務可。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	介護支援専門員	<p>(1) 1以上配置しているか。(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。) 必要な資格を有しているか。</p>	<p>条例第5条 規則第3条</p>	<p>・職員勤務表 ・出勤簿等 ・入所者数がわかる書類 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ・資格証</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<p>(2) 専らその職務に従事する常勤の者が配置されているか。 ただし、入居者の処遇に支障がない場合は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。 この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができる。</p>	<p>条例第5条 規則第3条 基準省令通知第2の4</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<p>(3) 居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務を行っていないか。 ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	入所者数の算定	<p>従業者の員数を算定する場合の入居者の数は、前年度の平均値としているか。 ただし、新規に指定を受ける場合は、適正な推定数(※)により算定しているか。 ※適正な推定数 ・新設から6か月未満：入居定員×90% ・6か月以上1年未満：直近の6月における全利用者数の延べ数÷6か月の日数 ・1年以上経過：直近1年間の全利用者等の延べ数÷1年間の日数</p>	<p>条例第5条 規則第3条 基準省令通知第2の7</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	その他	<p>従業者は、専らユニット型指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入居者の処遇に支障がないときは、この限りではない。</p>	<p>規則第3条</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
Ⅲ 設備に関する基準						
Ⅰ ユニット	イ 居室 (1) ユニットケアを行うためには、入居者の自律的な生活を保障する居室（使い慣れた家具等を持ち込むことができる個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）が不可欠であることから、ユニット型指定介護老人福祉施設は、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位とし、運営しているか。	基準省令通知第5の3(1)	(目視により確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	入居者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることができる場所を設けることが望ましい。	基準省令通知第5の3(2)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) ユニットの居室の定員は1人としているか。 ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。（夫婦で居室を利用する場合等）	条例第47条 規則第15条 基準省令通知第5の3(4)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) ユニットの居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられているか。 「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に」設けられた居室とは、①当該共同生活室に隣接、②当該共同生活室に隣接していないが①の居室に隣接、③その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室（他の共同生活室の①及び②に該当する居室を除く。）の3つをいう。	条例第47条 規則第15条 基準省令通知第5の3(4)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) Ⅰのユニットの入居定員は、原則として概ね10人以下とし、15人を超えないものとしているか。 （各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が15人までのユニットも可。） ただし、平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設（建築中のものを含む。）が同日において現にユニットを有している（建築中のものを含む。）場合は、当該ユニットについては適用しない（当該ユニットが改築された場合を除く）。	条例第47条 規則第15条 基準省令通知第5の3(4)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) Ⅰの居室の床面積等は、次のいずれも満たしているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ユニット型個室 ・10.65平方メートル以上としているか。（2人定員の場合は21.3平方メートル以上としているか。）	条例第47条 規則第15条 基準省令通知第5の3(4)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ユニット型個室的多床室 ・ユニットに属さない居室を改修したものについては、10.65平方メートル以上としているか。（2人定員の場合は21.3平方メートル以上としているか。）			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) ブザー又はこれに変わる設備を設けているか。	規則第15条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
1 ユニット	ロ 共同生活室 (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有しているか。	条例第47条 規則第15条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準としているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 必要な設備及び備品を備えているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	ハ 洗面設備 (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 要介護者が使用するのに適したものであるか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	ニ 便所 (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものであるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
2 浴室	要介護者が入浴するのに適したものとなっているか。 居室のある階ごとに設けることが望ましい。	規則第15条 基準省令通知 第5の3(8)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 医務室	(1) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所となっているか。	条例第47条 規則第15条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えているか。また、必要に応じて臨床検査設備を設けているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4 廊下幅	1.8m以上となっているか。ただし、中廊下の幅は2.7m以上となっているか。 なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5m以上（中廊下にあつては、1.8m以上）とすることができる。	条例第47条 規則第15条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 消火設備等	消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けているか。	基準省令第40条第1項		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 その他	2浴室、3医務室、4廊下、5消火設備等については、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものとなっているか。 ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合はこの限りではない。	規則第15条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
IV 運営に関する基準						
1 内容及び手続きの説明及び同意	(1) 指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を得ているか。	条例第56条（第7条準用） 基準省令通知第5の11（第4の2準用）	・ 運営規程 ・ 説明に用いた文書 ・ 入居申込書 ・ 同意に関する文書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 重要事項説明書の内容に不備等はないか。 ※運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の入居申込者のサービス選択に資すると認められる事項			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 文書は、わかりやすいものとなっているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 提供拒否の禁止	正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではないか。 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合は、入院治療の必要がある場合その他入居者に対し自ら適切な指定介護福祉施設サービスを提供することが困難な場合である。	条例第56条（第8条準用） 基準省令通知第5の11（第4の3準用）	・ 入所申込書 ・ 申込受付簿	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 サービス提供困難時の対応	入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。	条例第56条（第9条準用）	・ 紹介に関する文書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 受給資格等の確認	(1) 指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間の確認を行っているか。	条例第56条（第10条準用）	・ 施設サービス計画書 ・ 入所者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認しているか。 申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	条例第56条（第11条準用）	・ 入居者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
6 入退所	(1) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供しているか。		・入居者に関する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2)、入居申込者の数が、入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めているか。	条例第56条（第12条準用）	・優先入所の指針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	なお、こうした優先的な入居の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意しているか。	基準省令通知第5の11（第4の6(2)準用）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めているか。	条例第56条（第12条準用）	・居宅介護支援事業者への照会文書等 ・入居者に関する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討を行っているか。	条例第56条（第12条準用）	・入居者に関する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	その検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) ユニット型指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行っているか。	条例第56条（第12条準用）	・入居者に関する書類 ・指導、情報提供の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) (5)は(4)の検討の結果、居宅での生活が可能と判断される入居者に対し、退所に際しての本人又は家族等に対する家庭での介護方法等に関する適切な指導、居宅介護支援事業者等に対する情報提供等の必要な援助をすることを規定したものであり、安易に施設側の理由により退所を促すことのないよう留意しているか。	基準省令通知第5の11（第4の6(5)準用）	・入居者に関する書類 ・指導、情報提供の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	また、退所が可能になった入居者の退所を円滑に行うために、介護支援専門員及び生活相談員が中心となって、退所後の主治の医師及び居宅介護支援事業者等並びに市町村と十分連携を図っているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	条例第56条（第12条準用）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7 サービスの提供の記録	(1) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しているか。	条例第56条（第13条準用）	・被保険者証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。	条例第56条（第13条準用）	・サービス内容に関する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	なお、当該記録を完結の日（契約終了（契約の解約・解除・入所者の自立等））から2年間保存しているか。	基準省令通知第5の11（第4の7準用）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
8 利用料等の受領	(1) ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供したときは、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除した後の額の支払を受けているか。	条例第48条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供したときに入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	条例第48条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、受けることのできる次に掲げる費用の額以外の支払いを入所者から受けていないか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 居住に要する費用 ③ 入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ④ 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑤ 理美容代 ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの。	条例第48条 規則第16条	・ 運営規程 ・ 施設サービス計画書 ・ 領収証控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑦ ⑥の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）」に沿って適切に取り扱われているか。	基準省令通知第5の4 （第4の8準用）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 上記(3)の①から④については、基準省令第41条第4項の厚生労働大臣が定めるところによっているか。 ※ 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号）	規則第16条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 上記(3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得ているか。ただし、①から④については、文書による同意を得ているか。	条例第48条 規則第16条	・ サービス提供証明書控 （介護給付費明細書代用可） ・ 説明に用いた文書 ・ 同意に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) サービスの提供に要した費用の支払いを受ける際、当該支払いをした要介護被保険者に対し、領収証を交付しているか。	法第48条第7項（法第41条第8項を準用）	・ 領収証控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) 領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	法施行規則第82条	・ 領収証控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付しているか。	条例第56条（第15条準用）	・ サービス提供証明書控 （介護給付費明細書代用可） ・ 施設サービス計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
10 指定介護福祉施設サービスの取 扱方針	(1) 入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとしてサービス提供が行われているか。	条例第49条	・ 運営規程 ・ 職務分担表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮してサービス提供が行われているか。		・ 施設サービス計画書原案	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 入居者のプライバシーの確保に配慮して指定介護福祉施設サービスが行われているか。		・ 施設サービス計画書原案	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、指定介護福祉施設サービスを適切に行っているか。		・ 入所者に関する書類 ・ 入所者の能力、環境等を評価した書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。		・ 身体的拘束等に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) 身体的拘束等を行う場合に要件（切迫性、非代替性、一時性）をすべて満たしているか。 身体拘束禁止の対象となる具体的行為	基準省令通知第5の5(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。	平成13年老発第155号（身体拘束ゼロへの手引き）				
(8) 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	条例第49条	・ 身体的拘束等に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
10 指定介護福祉施設サービスの取扱方針	(9) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に定めるところにより措置を講じているか。	条例第49条 規則第17条	・ 指針 ・ 検討委員会の会議録 ・ 研修記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 委員会開催日（前年度） 月 日 月 日 月 日 委員会開催日（今年度） 月 日 月 日 月 日 月 日			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 （指針策定日 年 月 日）			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。 研修実施日（前年度） 月 日 月 日 研修実施日（今年度） 月 日 月 日			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	身体的拘束等の適正化のための指針には、次のような項目を盛り込んでいるか。 ①施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ②身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ④施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	基準省令通知第5の5(5)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(10) 自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	条例第49条	(評価に関する記録)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
11 施設サービス計画の作成	(1) 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	条例第56条(第17条準用)	<ul style="list-style-type: none"> 施設サービス計画書原案 入所者に関する記録 面接等に関する記録 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(計画担当介護支援専門員)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。	条例第56条(第17条準用)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 計画担当介護支援専門員は、(3)に規定する解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、入居者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。(なお、家族への面接については、幅広く課題を把握する観点から、テレビ電話等の通信機器等の活用により行われるものを含むものとする。)	条例第56条(第17条準用) 基準省令通知第5の11(第4の11(4)準用)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	このため、計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者(入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下(11)までにおいて「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、入居者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入居者等の同意を得なければならない。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。	条例第56条(第17条準用)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について、入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得ているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該サービス計画を入居者に交付しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
11 施設サービス計画の作成	(9) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握（入居者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行っているか。	条例第56条(第17条準用)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(10) 計画担当介護支援専門員は、(9)に規定する実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより、行っているか。 ① 定期的に入居者に面接すること。 ② 定期的モニタリングの結果を記録すること。	条例第56条(第17条準用) 規則第20条（第8条準用）	・施設サービス計画書原案 ・入所者に関する記録 ・面接等に関する記録 ・アセスメントに関する記録 ・担当者会議に関する記録 ・照会に関する記録 ・同意に関する記録 ・モニタリングに関する記録等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(11) 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 ① 入居者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合 ② 入居者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合		・同意に関する記録 ・モニタリングに関する記録等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(12) 施設サービス計画の変更についても、(2)から(8)までの規定を準用して行っているか。	条例第56条(第17条準用)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12 介護	(1) 各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しているか。 ただし、やむを得ない場合には、清拭をもって入浴の機会の提供に代えることができる。	条例第50条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っているか。		・入所者に関する記録 ・施設サービス計画書 ・提供記録 ・職員勤務表 等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) 入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(8) 常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させているか。 また、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めているか。	条例第50条 基準省令通知第5の6(4)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(9) 入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	条例第50条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
13	食事の提供	(1) 栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しているか。	条例第51条	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供記録 ・ 嗜好アンケート調査等の記録 ・ 献立表 ・ 栄養士による栄養指導の記録 ・ 残食(菜)表 ・ 相談等の記録 ・ 会議記録 ・ 医師の指示を記録した書類 ・ 業務委託の場合の契約書 ・ 検食簿等 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行っているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(4) 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	相談及び援助	常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	条例第56条(第20条準用)	・ 相談等の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	社会生活上の便宜の提供等	(1) 入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。	条例第52条	・ 施設サービスの記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。		・ 施設サービスの記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		特に金銭にかかわるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得ているか。	基準省令通知第5の8(3)	・ 同意・確認に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) 常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	条例第52条	・ 施設サービスの記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(4) 入居者の外出の機会を確保するよう努めているか。	基準省令通知第5の8(3)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
入居者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入居者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入居者に多様な外出の機会を確保するよう努めているか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
16	機能訓練	入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行っているか。	条例第56条(第22条準用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練計画に関する書類 ・ 訓練日誌 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		なお、機能訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を含むものであり、これらについても十分に配慮しているか。	基準省令通知第5の11(第4の16準用)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	栄養管理	入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っているか。	条例第56条(第22条の2準用)	・ 栄養ケア計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
18	口腔衛生の管理	入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生を計画的に行っているか。	条例第56条（第22条の3準用）	・口腔衛生の管理体制に係る計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	健康管理	医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採っているか。	条例第56条（第23条準用）	・検温に関する記録 ・健康チェックの記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20	入居者の入院期間中の取扱い	(1)入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居することができるようにしているか。	条例第56条（第24条準用）	・入所者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2)入居者の入院期間中のベッドは、短期入所生活介護事業等に利用しても差し支えないが、当該入居者が退院する際に円滑に再入居できるよう、その利用は計画的なものとなっているか。	基準省令通知第5の11（第4の20(4)準用）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21	入居者に関する市町への通知	入居者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知しているか。 ア 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	条例第56条（第25条準用） 規則第20条（第9条準用）	・通知の控え等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22	緊急時等の対応	(1)現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入居者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、配置医師及び協力医療機関との連携方法その他緊急時等における対応方法を定めているか。 ※定める規定としては、①緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、②曜日や時間帯ごとの医師や協力医療機関との連携方法、③診察を依頼するタイミング等があげられる。	条例第56条（第26条準用） 基準省令通知第5の11（第4の22準用）	・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2)配置医師及び協力医療機関との協力を得て、1年に1回以上、緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応じて対応方法の変更を行っているか。		・見直しをしたことの見分かる記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23	管理者による管理	管理者は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者であるか。 ただし、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は当該ユニット型指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。	条例第56条（第27条準用）	・組織図 ・運営規程	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24	管理者の責務	(1)管理者は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	条例第56条（第28条準用）	・組織図 ・運営規程	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2)管理者は、従業者に、条例第4章「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。		・組織図 ・運営規程	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
25 計画担当介護支援専門員の責務	計画担当介護支援専門員は、「Ⅱ 施設サービス計画の作成」に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。	条例第56条（第29条準用） 規則第20条（第10条準用）	・ 居宅介護支援事業者等への照会記録 ・ 居宅介護支援事業者等への情報提供記録 ・ 苦情に関する記録 ・ 事故に関する記録			
	① 入居申込者の入居に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況を把握すること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④ 入居者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤ 条例第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥ 条例第40条第2項に規定する苦情の内容を記録すること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑦ 条例第42条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置について記録すること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26 運営規程	次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 ① 施設の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数（※1）及び職務の内容 ③ 入居定員 ④ ユニットの数及びユニットごとの入居定員 ⑤ 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 施設の利用に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時等における対応方法 ⑧ 非常災害対策 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項（※2） ⑩ その他施設の運営に関する重要事項 ※1 従業者の員数は「〇人以上」と記載できる ※2 組織体制（責任者、研修）、発生時の対応	条例第53条 規則第18条 基準省令通知第5の9(2)（第4の26(7)準用）	・ 運営規程 ・ 指定申請、変更届（写）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
				適	不適	該当なし	
27 勤務体制の確保等	(1) 入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めているか。	条例第54条	・就業規則 ・運営規程	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 施設ごとに、原則として月ごとに勤務表（介護職員の勤務体制を2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。	基準省令通知第5の10(4)（第4の27(1)準用）			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) (1)の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の職員配置を行っているか。			・雇用契約書 ・勤務表			
	① 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置しているか。	条例第54条 規則第19条			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置しているか。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置しているか。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 当該施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しているか。 ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。（調理業務、洗濯等）			・委託契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。 その際、当該施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。	条例第54条		・研修受講修了証明書 ・研修計画、出張命令 ・研修会資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めているか。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。（カスタマーハラスメントを含む。R8年10月義務化予定）			・指針等従業者へ周知している書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
28 業務継続計画の策定等	<p>感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>（計画策定日 年 月 日）</p> <p>業務継続計画に掲載すべき項目</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制構築・整備 ・感染症防止に向けた取組の実施 ・備蓄品の確保等 <p>b 初動体制</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立</p> <p>ロ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物・設備の安全対策 ・電気水道等ライフラインが停止した場合の対策 ・必要品の備蓄等 <p>b 緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画発動基準 ・対応体制等 <p>c 他施設及び地域との連携</p>	<p>条例第56条（第31条の2準用）</p>	・業務継続計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施しているか。</p> <p>研修実施日（前年度） 月 日</p> <p>研修実施日（今年度） 月 日</p> <p>訓練実施日（前年度） 月 日</p> <p>訓練実施日（今年度） 月 日</p>		・研修・訓練記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29 定員の遵守	<p>ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させていないか。</p> <p>ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>条例第55条</p>	<p>・入所者名簿</p> <p>※ 運営規程</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30 非常災害対策	<p>非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者及び入居者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>（非常災害に関する具体的計画の策定日 年 月 日）</p> <p>訓練実施日（前年度） 月 日</p> <p>訓練実施日（今年度） 月 日</p>	<p>条例第56条（第33条準用）</p>	<p>・消防計画</p> <p>・風水害、地震等の災害に対処するための計画</p> <p>・避難訓練等の実施記録</p> <p>・従業者への周知の記録</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
31 衛生管理等	(1) 入居者等の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。	条例第56条（第34条準用） 規則第20条（第12条準用） 基準省令通知第5の11（第4の30(2)準用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受水槽の清掃に関する記録 ・ 定期消毒の記録等 ・ 委員会開催記録 ・ 食中毒防止等の記録等 ・ 指導等に関する記録 ・ 衛生管理に関する指針・マニュアル等 ・ 研修記録 ・ 対応記録 ・ 現場確認 ・ 感染対策委員会開催記録、名簿 ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・ 研修プログラム、研修実施記録、受託業者への周知記録 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上、定期的で開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催しているか。また、その結果を介護職員その他の従業者に周知徹底しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	委員会開催日（前年度）			月 日	月 日	月 日
	委員会開催日（今年度）			月 日	月 日	月 日
	② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	（指針策定日 年 月 日）					
	指針に盛り込む項目 平常時の対策 ・ 事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等 発生時の対応 ・ 発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等、関係機関への連絡体制			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（年2回以上）に行っているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	研修実施日（前年度）			月 日	月 日	月 日
研修実施日（今年度）	月 日	月 日	月 日			
訓練実施日（前年度）	月 日	月 日	月 日			
訓練実施日（今年度）	月 日	月 日	月 日			
④ ①～③以外に別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）に沿った対応を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
(3) 調理及び配膳に当たっては、食品衛生法等関係法規に準じて衛生的に行っているか。 なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行っているか。	基準省令通知第5の11（第4の30(1)準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
31 衛生管理等	(4) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。	基準省令通知第5の11 (第4の30(1)準用)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。	基準省令通知第5の11 (第4の30(1)準用)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) 感染対策委員会は幅広い職種（例：施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士又は管理栄養士、生活相談員）により構成され、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策担当者を決めているか（看護師が望ましい）。	基準省令通知第5の11 (第4の30(2)準用)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32 協力医療機関等 【経過措置 (1) ①～③は R9.3.31までは 努力義務】	(1) 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の要件を満たす協力医療機関を定めているか。（複数の医療機関で要件を満たすことも可）			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	①入居者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②当該ユニット型指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③入居者の病状が急変した場合等において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ているか。	条例第56条（第35条準用）	・協力医療機関との協定書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 当該ユニット型指定介護老人福祉施設の協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合、新興感染症の発生時等の対応についての協議を行っているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合、再び速やかに入居させるよう努めているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) ユニット型指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
33 掲示	当該ユニット型指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は閲覧に供しているか。（R7.4.1からはウェブサイトにも掲載すること）	条例第56条（第36条準用）	・掲示場所等確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
34	秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	条例第56条（第37条準用）	・ 個人情報の使用に関する同意書 ・ 就業時の取り決め等の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) 居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35	広告	当該ユニット型指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	条例第56条（第38条準用）	・ 広告物、パンフレット、WEB広告等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	(1) 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該ユニット型指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	条例第56条（第39条準用）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該ユニット型指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
37	苦情処理	(1) その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 苦情件数 : 月 件程度 相談窓口 : 有 ・ 無 相談窓口担当者 :	条例第56条（第40条準用）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入居者又はその家族にサービスの内容を説明する文書（重要事項説明書等）に記載するとともに、施設に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載する等しているか。 (掲載場所) <input type="checkbox"/> 施設内 <input type="checkbox"/> 施設のホームページ <input type="checkbox"/> 介護サービス情報公表システム	基準省令通知第5の11（第4の35（1）準用）	・ 運営規程 ・ 掲示物 ・ 苦情に関する記録 ・ 調査に関する記録 ・ 指導等に関する記録 ・ 改善内容に関する報告	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	条例第56条（第40条準用）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	基準省令通知第5の11（第4の35（2）準用）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(4) 提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第23条の規定による市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	基準省令第49条（第33条準用）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
37 苦情処理	(5) 市町からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町に報告しているか。	基準省令第49条（第33条準用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ 揭示物 ・ 苦情に関する記録 ・ 調査に関する記録 ・ 指導等に関する記録 ・ 改善内容に関する報告 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
38 地域との連携	(1) その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。	条例第56条（第41条準用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域交流に関する書類 ・ 市町等の行う事業に関する書類 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、市町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努めているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
39 事故発生の防止及び発生時の対応	(1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備しているか。 (指針策定日 年 月 日) 指針には、次のような項目を盛り込んでいるか。 イ 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方 ロ 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 ハ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうな場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくこと介護事故に結び付く可能性が高いものの報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 ホ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針 ヘ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ト その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針	条例第56条（第42条準用） 規則第20条（第13条準用） 基準省令通知第5の11（第4の37準用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故に関する記録 ・ 研修の記録 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備しているか。 (前年度の事故事例： 有 ・ 無)			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む）及び従業者に対する研修会を定期的（年2回以上）に行っているか。 委員会開催日（前年度） 月 日 委員会開催日（今年度） 月 日 研修実施日（前年度） 月 日 研修実施日（今年度） 月 日			条例第56条（第42条準用） 規則第20条（第13条準用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故に関する記録 ・ 研修の記録 	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
39	事故発生の防止及び発生時の対応	(4)上記の(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 担当者氏名 ()	条例第56条(第42条準用) 規則第20条(第13条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(5)入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	条例第56条(第42条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(6)事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(7)ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 (損害賠償保険への加入： 有 ・ 無)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
40	虐待の防止	当該ユニット型指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底しているか。 委員会開催日(前年度) 月 日 委員会開催日(今年度) 月 日	条例第56条(第42条の2準用) 規則第20条(第13条の2準用) 基準省令通知第5の11(第4の38準用)	・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況がわかるもの(議事録等)		
		当該施設における虐待の防止のための指針を整備しているか。 (指針策定日 年 月 日) 指針には、次のような項目を盛り込んでいるか。 イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年2回以上)に実施しているか。 研修実施日(前年度) 月 日 月 日 研修実施日(今年度) 月 日 月 日		・虐待の防止のための指針		
		上記3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 担当者氏名 ()		・研修記録		
				・担当がわかるもの		
41	入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置【経過措置 R9.3.31までは努力義務】	当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性向上に資する取組の促進を図るため、当該施設における入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む)を定期的に開催しているか。 委員会開催日(前年度) 月 日 委員会開催日(今年度) 月 日	条例第56条(第42条の3準用)	・委員会の開催状況がわかるもの(議事録等)		

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
42 会計の区分	(1) 指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	条例第56条（第43条準用）	・ 会計に関する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）を参考として適切に行われているか。	基準省令通知第5の11（第4の40準用）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
43 記録の整備等	(1) 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	条例第56条（第44条準用）	・ 職員名簿 ・ 履歴書等 ・ 設備台帳 ・ 備品台帳 ・ 会計関係書類 ・ 施設サービス計画書 ・ 提供記録 ・ 身体的拘束等に関する記録 ・ 苦情に関する記録 ・ 市町への通知の記録 ・ 事故に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録（書面又は電磁的記録）を整備し、完結の日（利用者との契約終了によりサービス提供が終了した日）から2年間保存しているか。 ① 施設サービス計画 ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 市町への通知に係る記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録	条例第56条（第44条準用） 規則第20条（第14条準用）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 入居者に対して服薬の管理を行う場合は、服薬の管理に関する手引書を作成しているか。	条例第56条（第44条準用）	・ 服薬管理マニュアル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 入居者について預り金の管理を行う場合は、預り金の管理に関する手引書を作成しているか。	条例第56条（第44条準用）	・ 預り金管理マニュアル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
V 変更の届出						
44 変更の届出等	開設者の住所その他の法施行規則第135条で定める事項に変更があったときは、法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第89条	・ 変更届書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

法：介護保険法（平成9年法律第123号）

法施行規則：介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）

条例：長崎県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月28日長崎県条例第65号）

規則：長崎県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年3月29日長崎県規則第20号）

基準省令：指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）

基準省令通知：指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号）